



様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6 年 6 月 11 日

都道府県知事



提出者

住 所 茨城県小美玉市部室1088-1

氏 名 株式会社金陽社美野里工場

工場長 田口 実

電話番号 0299-48-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5

年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 金陽社 美野里工場
事業場の所在地	茨城県小美玉市部室1088-1
事業の種類	護謨製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	51.16 t	全処理委託量	51.16 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	3.6 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	47.56 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

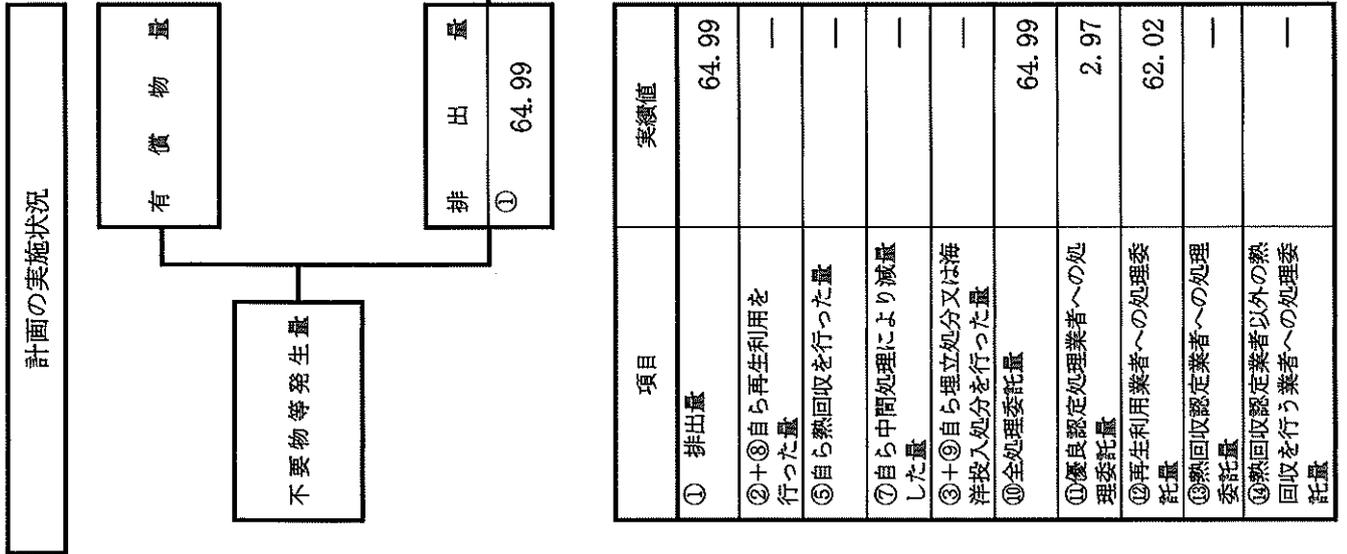
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

(特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油)



項目	実績値
① 排出量	64.99
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	—
⑤ 自ら熱回収を行った量	—
⑦ 自ら中間処理により減量した量	—
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩ 全処理委託量	64.99
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	2.97
⑫ 再生利用業者への処理委託量	62.02
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別表 - 1 廃棄物の職場での分別と処理方法・置き場所及び指定容器

2022/5/29 安全衛生課 森島

	社内の廃棄物名	職場における処理方法	置き場所及び指定容器
英	MEK等の有機溶剤	廃有機溶剤入の缶へ	No.3 危険物倉庫内・ドラム缶
あ行	一般(生活の)ゴミ	ビニール袋等に入れ口を紐等で縛る	F棟脇・一般ゴミ置場
か行	ガラス	ドラム缶に入る大きさにする	F棟脇・ドラム缶
	活性炭	フレコン袋に入れる 安全衛生課へ廃棄処分を依頼する	雨水に濡れないように保管
	紙くず	ビニール袋等に入れ口を紐等で縛る	F棟脇・一般ゴミ置場
	缶類(自動販売機のもの)	各自で販売機脇の缶入れへ入れる	各販売機の脇の入れ物
	缶類(業務で出る物)	中身を使いきり、プレス機で潰す	ボイラー室脇・鉄屑の箱
	乾電池	—	F棟脇・乾電池用ペール缶
	機械油類	廃油入の缶へ	No.2 屋内危険物貯蔵所
	木くず・木材等	木くず置場へ運び、崩れないように 重ねて置く	F棟脇・木くず置場
	金属類	金属以外は出来るだけ取る 金属以外の物は該当する物を参照	ボイラー室脇・鉄屑の箱
	恒温槽よりの廃液	—	F棟裏・恒温槽の廃液置場
	蛍光灯(廃水銀)	割らないように保管場所へ	F棟脇・ドラム缶
	ゴム生地・未加硫品	袋へ入れ 15cm×20cm×40cm以下	E棟前・廃プラスチック箱
	ゴム粉(BK研磨粉)	布袋に入れ口を縛る	E棟前・ダイセキ・ゴム粉の箱
	ゴム糊(合わせ・表面ゴム等)	ビニール袋に入れ、ロックタイできつ く縛り、専用のドラム缶へ入れる	No.3 屋内危険物貯蔵所
	コンプレッサーの廃液	—	F棟脇危険物倉庫内・ドラム缶
	粉類(大量)	ビニール袋に入れ、フレコンへ(600kg)	F棟脇・粉類置場
	粉類(少量 20Kg以下)	ビニール袋に入れる	F棟脇・粉類置場のコンテナの袋へ
さ行	サンドペーパー	50cm角位に畳んで、紐等で縛る	F棟脇・一般ゴミ置場
	サンドブラストの砂	ビニール袋に入れる、20Kg以内	RHP・精練系のコンテナの袋へ
	雑誌・パンフレット類	紐で十字に縛る	F棟脇・ダンボール置場
	シリコンオイル+水分	専用のドラム缶へ入れ廃棄物品名表示	E棟脇・シリコンオイル+水置場
	紙管	金属の付いている物は外す	D棟脇・紙管置場
	消火器の粉(使用済み)	ビニール袋に入れる	F棟脇・粉類置場
	事務用品(金属類の製品)	プラスチック類は出来るだけ取る	F棟脇・鉄屑の箱
	事務用品(複合製品)	①可能な範囲で分解し、材質毎に分別する ②材質に合った処理方法に従う	それぞれの材質の項を参照
	集塵機のフィルター	袋に入れ直径40cm以下	可燃ごみ、金属の分別
	新聞紙・チラシ類	紐で縛るか、新聞紙用の袋に入れて	F棟脇・ダンボール置場
	スポンジチューブ (押出し1係よりの物)	長さ20cm以内に切る	フレコンバックに 詰め岩間工場へ

	スポンジチューブ (転写ロールより出る物)	長さ 15 c m以内に切る	フレコンバックに 詰め岩間工場へ
	セトモノ	—	F棟脇・バラで、ドラム缶
	再生可能プラスチック類	ばらけない様ビニール袋に入れる	F棟脇リサイクルプラスチック置場
た行	タルク類	ビニール袋に入れ、コンテナの袋へ	F棟脇・廃粉置場
	ダンボール類	50 c m×60 c m位に平たくし 纏めて紐等で十字に縛る	F棟脇・ダンボール置場
	ダンボール類 (汚れが酷い)	50 c m×60 c m位に平たくし 纏めて紐等で十字に縛る	F棟脇・一般ゴミ置場
	ダンボール類 (防水加工)		
	鉄屑類	プラスチック類は出来るだけ取り外す	ボイラー室脇・鉄屑の箱
	電 球	—	F棟脇・ドラム缶
	トルエン等の有機溶剤	廃有機溶剤入の缶へ	No.3 危険物倉庫内・ドラム缶
は行	発泡スチロール	一般(生活の)ゴミへ	②F棟脇・一般ゴミ置場
は行	本・雑誌類	紐で縛る	F棟脇・段ボールリサイクル品 置き場
	防じん・防毒マスクの吸収缶	「一般(生活の)ゴミ」の袋へ	F棟脇・一般ゴミ置場
	パレット (木製)	木くず置場へ運び、崩れないように 重ねて置く (高さ2m以下)	F棟脇・木くず置場
	パレット (複合品)	木くず置場の右脇、複合品置場へ運び、 崩れないように重ねて置く	F棟脇・木くず置場 (右側)
	パレット (プラスチック製)		F棟脇・廃プラスチック置場
	パンフレット・雑誌類	紐で縛る	F棟脇・ダンボール置場
	ペール缶	中身を使いきり、缶潰し機にて潰す	F棟脇・鉄屑の箱
	ペットボトル	キャップを外し中を洗い、 乾燥させて、潰してビニール袋へ	F棟脇・ペットボトル置場
	ビン類	中身をきれいに使い切り、 キャップを外し、色で分別する	F棟脇・ドラム缶
	ブランケット類 (スポンジ、合せ、裁断屑等)	粉碎機にかける	D棟脇のBK粉碎屑置場
ま行	マイクロバレーンペースト	ビニール袋に入れ、口をロックタイできつ く縛り、ゴム糊専用のドラム缶へ入れる	F棟脇・廃油 (ゴム糊) 置場
	綿布類	①粉碎機にかける ②1m角以内にし、一般ゴミの袋へ	①D棟脇のBK粉碎屑置場 ②F棟脇・一般ゴミ置場
	木材・木くず等	木くず置場へ運び、崩れないように 重ねて置く (高さ2m以下)	F棟脇・木くず置場
や行	溶剤回収装置の廃液	ドラム缶に入れ、品名表示する 量が纏まったら、安全衛生課へ連絡	回収装置脇にてパレット置き
	溶剤回収装置のフィルター	安全衛生課に処分を依頼する	雨水に濡れないように保管
	容器類	中身を使いきり、材質毎に分別する	それぞれの材質の項を参照
ら行	離型紙	50 c m角位に畳んで、 紐等で十字に縛る	F棟脇・一般ゴミ置場
	紙くず	ビニール袋等に入れ口を紐等で縛る	
	一般(生活の)ゴミ		

分別が不明な場合、分別に迷うような場合は、安全衛生課に確認してから廃棄する様お願い致します。
廃棄物のリサイクルを推進しておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

美野里工場 組織図

